

知覧ふれあいの里運営規程の改定（新旧対照）

社会福祉法人 休道福祉会

旧（改定前）	新（改定後）										
<p>（事業の目的）</p> <p>第1条 社会福祉法人休道福祉会（以下「事業者」という。）が設置する知覧ふれあいの里（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労移行支援（以下「指定就労移行支援」という。）……</p> <p>（運営の方針）</p> <p>第2条 指定就労移行支援の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>（ウ）就労移行支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労移行支援計画を記載した書面（以下「就労移行支援計画書」という。）を利用者に交付すること。</p> <p>（カ）就労移行支援計画作成後、就労移行支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、就労移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労移行支援計画を変更すること。</p> <p>2 前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>（1）指定就労移行支援</p> <p>（ア）職業指導員 1名（常勤、専従）</p> <p style="padding-left: 20px;">職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に関することに従事する。</p> <p>（イ）就労支援員 1名（常勤、専従）</p> <p style="padding-left: 20px;">就労支援員は、一般就労に向けて、事業所内や企業等における作業等や職場実習の支援を行う。また、利用者の適性にあった職場探しや関係機関との調整、就労後の職場定着支援をコーディネートする。</p> <p>（ウ）生活支援員 1名（常勤、兼務）</p> <p style="padding-left: 20px;">生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。</p> <p>（利用定員）</p> <p>第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（1）指定就労移行支援</td> <td style="text-align: right;">6名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（2）指定就労継続支援B型</td> <td style="text-align: right;">28名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（3）指定生活介護</td> <td style="text-align: right;">6名</td> </tr> </table>	（1）指定就労移行支援	6名	（2）指定就労継続支援B型	28名	（3）指定生活介護	6名	<p>朱書の部分を削除</p> <p>以下、条文中にある「指定就労移行支援」という文言は削除し、「就労継続支援B型」という文言に置き換える。</p> <p>第2条の1項全文を削除し、2項以降が繰り上がる。</p> <p>（ウ）と（カ）の項の条文を全文削除</p> <p>※2項の(1)の項の条文を削除し、以降の条文を繰り上げる。</p> <p>※(1)の条文は削除し、以降の条文を繰り上げて、定員を次のように改定する。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（1）指定就労継続支援B型</td> <td style="text-align: right;">33名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（2）指定生活介護</td> <td style="text-align: right;">7名</td> </tr> </table>	（1）指定就労継続支援B型	33名	（2）指定生活介護	7名
（1）指定就労移行支援	6名										
（2）指定就労継続支援B型	28名										
（3）指定生活介護	6名										
（1）指定就労継続支援B型	33名										
（2）指定生活介護	7名										

旧（改定前）	新（改定後）
<p>（サービスの内容）</p> <p>第7条 指定就労支援事業所のサービスの内容は、次の通りとする。</p> <p>(1) 指定就労移行支援</p> <p>（ア）就労移行支援計画の作成</p> <p>（イ）食事の提供</p> <p>（ウ）就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練</p> <p>（エ）身体等の介護</p> <p>（オ）生産活動</p> <p> イチゴやメロン・季節野菜・サツマイモ等の農産物生産・販売</p> <p> 春雨や葛きり等の袋詰めの工房</p> <p> ピストン等の検品、カツオパックの袋詰め等の工房</p> <p> 菓子箱・お茶箱等箱製作の工房</p> <p> 生産効率を高めるために事業者が開発・リクルートした新生産活動</p> <p> その他</p> <p>（カ）実習先企業等の紹介</p> <p>（キ）求職活動支援</p> <p>（ク）職場定着支援</p> <p>（ケ）施設外就労及び施設外支援の計画的実施</p> <p>（コ）生活相談</p> <p>（サ）健康管理</p> <p>（シ）訪問支援</p> <p>（ス）送迎サービス</p> <p>（セ）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜</p> <p>（イ）から（シ）に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言</p>	<p>※第7条の1項(1)の条文全てを削除し、以下の条文の項目を繰り上げる。</p>
<p>(2) 指定就労継続支援B型</p> <p>（ケ）施設外就労及び施設外支援の計画的実施</p>	<p>（ケ）施設外就労及び施設外支援の計画的実施</p> <p>（ケ）の項に次のような条文を挿入</p> <p>施設は、利用者の一般就労への移行や工賃の引き上げなどを図るための施設外就労を実施し、随行する支援員は、指定先企業との協力を得て、対象利用者の作業程度・意向・能力等の状況把握、委託企業の選定及び委託企業における作業の実施に向けての調整、作業指導等の必要な支援、ノウハウの蓄積、委先企業や対象利用者の家族との連携、などの業務を行う。</p>
	<p>附則の末行に次の文言を挿入</p> <p>この規程は、一部改正して平成30年7月1日から施行する。</p>

